

令和5年度第2回
朝霞市産業振興基本計画推進委員会

令和5年10月24日

市民環境部 産業振興課

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年度第2回朝霞市産業振興基本計画推進委員会	
開 催 日 時	令和5年10月24日（火）	午前10時00分から 午前11時30分まで
開 催 場 所	朝霞市役所別館5階 501会議室	
出 席 者	委員10名（福田会長、高橋(甚)副会長、小丸委員、加藤委員、小寺委員、高橋（隆）委員、上菌委員、栗原委員、佐藤委員、長島委員） 事務局7名（清水市民環境部長、星加産業振興課長、増田同課主幹兼課長補佐、佐藤同課専門員兼農業振興係長、鍋島同課産業労働係長、平野同課同係主任、松村同課同係主任）	
会 議 内 容	1 開会 2 議事 （1）ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定について （2）朝霞市産業振興基本計画の見直しについて （3）朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度の見直しについて 3 その他 4 閉会	
会 議 資 料	次第 資料1 令和5年度ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定の目安 資料2 株式会社匠 申請・参考資料 資料3 株式会社MOTOMURA 申請・参考資料 資料4 朝霞市産業振興基本計画（見直し案） 資料5 朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度チェックシート（見直し案）	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 委員全員による確認		
その他の必要事項	傍聴人 0人	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会

（事務局 鍋島）

みなさん、こんにちは。

定刻となりましたので、令和5年度第2回朝霞市産業振興基本計画推進委員会の会議を始めさせていただきます。

それでは、福田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

福田会長よろしく願いいたします。

（福田会長）

よろしく願いいたします。

まず、進行議事に入る前に、本委員会は、原則公開することとなっており、傍聴要領に基づき傍聴を許可したいと思います。

事務局、本日の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

（事務局 松村）

本日の傍聴希望者は、ただ今のところいらっしゃいません。

（福田会長）

本日の傍聴希望者は、現在いないということですが、会議の途中で傍聴希望者があった場合には、傍聴席の範囲内で、入場していただきますので御了承ください。

続きまして、本日の予定と配付資料、連絡事項について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局 鍋島）

それでは、始めに資料の確認をお願いいたします。

お手元のない資料がありましたらお声掛けください。

次に、本日の会議のスケジュールについて説明いたします。

始めに、朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定について事務局から説明させていただきます。認定の目安を説明した後、申請事業者へのヒアリング結果を説明しますので、事業者ごとに、皆様から御意見をいただきたいと考えております。

ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定の議題が終わりましたら、産業振興基本計画及びワーク・ライフ・グッドバランス企業認定の中間見直しとして、事務局にて見直し案を作成いたしましたので、この2つについて説明させていただきたいと考えております。最後に、事務局から事務連絡を行い、本日の会議は正午頃終了の予定です。

また、議事に入る前に、皆様にお願いがございます。

本会議は、会議録を作成するにあたり、録音をさせていただきます。

つきましては、御発言の際は挙手をしていただき、議長からお名前を呼ばれてから御発言いただくようお願いいたします。

以上です。

2 議事

(1) ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定について

(福田会長)

それでは、議事に入ります。

ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定の目安及び申請に対するヒアリング結果について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 松村)

それでは、ワーク・ライフ・グッドバランス企業の認定の目安について説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

認定の目安につきましては、昨年度から引き続きとさせていただいておりますので、全体を通して簡単に説明させていただきます。

チェックシートでは、星印が付いた項目を重点項目として4点の配分としており、それ以外は2点の配分で、合計すると100点満点となります。

認定となる基準は3通りとなっております。①では、チェックシート全体の合計得点が70点以上の場合、こちらは点数のみでの判断となっております。②では合計得点が60～69点かつ、重点項目の合計点が28点以上の場合としております。③では合計点が50～59点かつ、重点項目の合計点が20～27点で、さらにチェックシートの項目以外にワーク・ライフ・グッドバランスに資する取組を2つ以上実施している場合としております。

ただし、いずれの場合も、皆様からの御意見を踏まえた上で判断したいと考えております。

なお、本年度の申請者は、2者ともいずれかの基準を満たしている状況です。

以上が目安についての説明となります。

それでは、申請のあった事業者についての説明に移ります。

それでは、株式会社匠へのヒアリング結果について御説明します。

株式会社匠は、朝霞市の西弁財に事業所を構える保険代理店で、総従業員数が10名と小規模ながら、非常に活気のある事業所です。

創業は昭和57年ですが、現代表の本間社長は令和2年に就任したばかりで、近年で大きな変化を遂げた会社でもあります。

今回のヒアリングでは、その本間社長に直接お話を聞くことができましたので、その時のお話を交えながら、チェックシートの説明をさせていただきたいと思っております。

お手元のヒアリングシートとチェックシートを御覧ください。

初めに、合計点数は70点になりました。認定の目安でいうと、①に該当します。

点数の主な内訳としては、「3休暇の取得促進」で18点、「2長時間労働の是正」で16点と、休暇の促進を図りつつ、長時間労働の是正にも力を入れた企業だと見ることができるかと思っております。

特徴的な取組を挙げますと、「遅刻早退の特例」という制度があります。これは健康促進や子育て応援を目的に、本人や子どもの通院、保育園や学校の行事への参加などの幅広い理由で、遅刻・早退・中抜けを認めているものです。この他、在宅勤務や独自の時短勤務制度によって、本人や家庭の事情に寄り添った多様な働き方の推進にも取り組んでいるとのことでした。

また、経済産業省実施の健康経営優良法人2023にも認定されており、現在は埼玉県SDGsパートナー制度への申請準備を進めているとのこと、本申請を含め、ワークライフバランスを含めた様々な観点から努力されている様子が伺えました。

また、参考資料としてお渡ししておりますが、匠のSDGs宣言として、持続可能な社会づくりに貢献することを目指すことをホームページにおいて広く宣言していることも、プラスに評価できる点かと考えております。

最後に、実際に訪問させていただいた際に、職場の雰囲気は非常によく感じました。社長と社員の皆さんの距離が非常に近く、日常的にコミュニケーションを取りながら業務を行っている様子を伺い知れました。また、地域活性化にも前向きで、今年は初めて商工まつりへの出店を行い、社員総出で焼きそばやフランクフルトを売り切ったと嬉しそうにお話されておりました。会社のホームページから当時の様子も見られますので、皆様も是非御覧いただければと思います。株式会社匠の説明については以上です。

(福田会長)

ただ今株式会社匠の申請内容、またヒアリング内容やチェックシートについて御説明いただきました。チェックシートは、星印のついた重点項目が4点で、その他の項目が2点、合計すると70点とのことでした。この内容につきまして、御意見等ありますでしょうか。

(高橋(甚)副会長)

チェックシートの1つ目の項目、10点になっていますが、8点ではないですか。

(福田会長)

これは項目の配点だと思います。ですが、確かにそれぞれの項目ごとの合計点があった方がわかりやすいかと思っております。

(事務局 星加)

配点とそれぞれの得点について、併記するよう次回から改善したいと思います。

(加藤委員)

チェックシートについてお聞きしたいのですが、ヒアリング前の点数が60点となっておりますが、これは申請の段階では60点で、実際にヒアリングした結果、点数が上がった結果、70点になったということでしょうか。

(事務局 松村)

申請時点では控えめに御提出される事業者が多く、基準があいまいなところもあり、その辺の具体的なイメージを固めさせていただくことで、加点されることがあるというような状況です。

(福田会長)

その他いかがでしょうか。

特にないようであれば、資料1に照らして、①に当てはまるとして、株式会社匠については、認定としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(福田会長)

ありがとうございます。それでは資料3の方、御説明をお願いします。

(事務局 平野)

それでは、株式会社MOTOMURAへのヒアリング結果について御説明します。

株式会社MOTOMURAは、製本・オンデマンド印刷・物流を行っている会社で、朝霞市の上内間木に工場と事務所を兼ねた本社を構えており、朝霞市その他、新座市と志木市にも工場があります。

総従業員数は207名で、パート・契約社員は151名、そのうち外国人技能実習生も多く在籍しています。

お手元のヒアリングシートとチェックシートを御覧ください。ヒアリング後の点数は68点、重点項目では32点となっております。認定の目安では、②に該当します。

点数の主な内訳としては、「1 経営者の理念表明と推進体制」で満点の10点となっており、社内・社外向けの推進体制が確立されていることがわかります。また、「3 休暇の取得促進」及び「6 働きやすい職場づくりの推進」で8割近くチェックがついており、働きやすい職場を整備した上で、休暇の促進に力を入れている会社であることがうかがえます。

特徴的な取組としまして、他社への提供商品になっている手帳型の経営計画書を、自社のものも作成し、毎年、全職員に配付しています。こちらには、経営者の理念や就労規則に定められていない社内ルール・目標などが記載されており、例えば、3-6で回答しているリフレッシュ休暇は、土日と年次有給休暇を組み合わせ、管理職は5連休、非管理職は9連休の取得を促進する制度ですが、氏名と取得日数を表にして一目でわかるように記載されています。この手帳型経営計画書を、毎日、朝礼で読み合わせを行っているとのこと。

また、ヒアリングシートには記載しておりませんが、【環境整備】という「仕事をやりやすくする環境を整える」取組を毎日行っていて、清掃や業務改善を進めているそうです。この【環境整備】で成果を出すと社食で使える2,000円の食事代をもらえるなど、福利厚生も充実しています。

他にも、冒頭に申し上げた外国人技能実習生向けの制度として、製本業務に必要な技能や資格を取得した場合に、その難易度に応じて給与に上乘せする制度があり、外国人技能実習生の働きがい向上にも取り組まれています。

ヒアリングの際の印象ですが、御対応いただいた経営管理部 課長の方は「特別なことはしていないのだけど」と謙虚な姿勢でしたが、「外国人技能実習生は稼ぎたい方が多いから」「仕事と家庭のバランスはそれぞれだから」と本人や家庭の事情を尊重していらっしゃる印象を受けました。また、2階事務所にあがる階段には、資格等を取得した外国人技能実習生の写真を張り出すなど、風通しのいいオープンな印象を受けました。

最後になりますが、埼玉県が多様な働き方認定企業制度では、3段階のうち最も高いプラチナ認定を受けています。

株式会社MOTOMURAについては以上です。

(福田会長)

ありがとうございました。先ほどと同様に点数を見ていきますと、68点ということです。ただ今の御説明に対して御質問や御意見などいただければと思います。

(上菌委員)

気になる場所として、チェックシート2ページの2-3が重点項目となっておりますが、最も時間外労働が多かった従業員の実績として、98.4時間となっております、非常に長いなと印象を受けたのですが、ヒアリングの際に特別な事情などについて聞いていれば教えていただきたいということと、次のページの3-1、有給休暇の5日以上の取得が既に働き方改革関連法案が改正されていると思うのですが、平均の取得日数が書いていないということは、どういう事情なのかということをお聞きできれば教えていただきたいと思えます。

(事務局 星加)

時間外の方を説明させていただきます。私もヒアリングに同行したのですが、外国人技能実習生の方で、時間外をやりたいという方が非常に多いようで、そのように希望されて行っている方が多くなってしまっている事情があるということです。時間外については以上です。

(福田会長)

ありがとうございます。3-1についてはいかがでしょうか。

(事務局 松村)

私の方もヒアリングに同行しましたが、ヒアリングシートに書かせていただいているとおり、会社として取得を促しているとおっしゃってはおりますが、本人希望で取得しない方もおり、その影響で平均値が低くなってしまっているとの御説明を受けました。

(福田会長)

ありがとうございました。御指摘いただいた2点についてはいずれもチェックシートにチェックが付いていない項目になりますが、関連法案の関係もありましたので、何か事情があるのか、御質問いただいたということでした。上菌委員、いかがでしょうか。

(上菌委員)

3-1で言いますと、取得させない場合に労働者1人につき30万円の罰則があるということを御存じなのか、ヒアリングの中でお話されたのか聞きたいと思います。

(事務局 松村)

そこまでのお話はいたしませんでした。

(福田会長)

事務局からの説明によると、取得は推進しているものの、希望しない従業員がいるということでした。

(事務局 星加)

補足させていただきます。有給休暇の関係ですけれど、取得される方は多く取得しているというお話がありました。取られない方が、どうしても性格的な問題だと思えますが、取りなよ、と言ってもなかなか取らないということで、そこから罰則がありますよという話まではしていないのですが、会社として過度なノルマを課して有給休暇が少ないというような印象は、私は特に受けなかったと記憶しています。ただ、今後についてはそういったことも必要かとお話を聞いて感じたところです。

(福田会長)

いかがでしょうか。

高橋委員。

(高橋(隆)委員)

チェックシートの4-5ですが、育児休業の利用実績が表を見ると少ないように見えますが、いかがでしょうか。

(事務局 松村)

御質問内容の確認になってしまうのですが、3年間の内2年間の実績でチェックとしていたのですが、人数的に少ないのではないかという御意見でよろしかったでしょうか。

こちらにつきましては、項目としては数に限らず利用実績にあることを条件とさせていただいておりまして、人数まで要件を設けてしまいますと、事業所の規模によってだいたい有利不利が変わってしまいますので、今の制度上はこういった建付けでやらせていただいております。

(高橋(隆)委員)

取りづらいとか、取らせていないということではないということですね。

(事務局 星加)

少し補足させていただきます。業種的に非常に男性が多い職場でございまして、女性の方も適齢期の方の絶対数があまりいないということもあるのですが、会社として、取って下さいねという雰囲気は感じており、先ほど話のあった経営計画書にも記載がありました。なかなか対象の方がいないというような印象でした。

(福田会長)

はい、他にいかがでしょうか。

特に御意見ないようでしたら、合計68点、重点項目32点ですので、資料1目安の②に当てはまるものとして、お認めいただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

(福田会長)

特に御異論ないようですので、こちらについても認定したものとさせていただきます。

それでは、2件の朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス認定企業への申請につきまして、ここまでの内容を委員会の意見とさせていただきます。

事務局は、今回の委員会の意見をもとに手続きをすすめてください。

(2) 朝霞市産業振興基本計画の見直しについて

(福田会長)

続きまして、議事の(2)朝霞市産業振興基本計画の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局 星加)

産業振興課長の星加でございます。私の方から計画の見直しの概要について説明いたします。

はじめに、本計画の策定の経緯と概要について説明いたします。

本計画は、平成31年度から令和10年度までの10年間を計画期間としております。計画の策定に当たっては、市内事業者や市民の皆様がどのような施策を必要としているのかを知るために、産業実態に係るアンケート調査や事業者ヒアリングなどを重ねて実施し、朝霞市産業振興基本計画策定委員会の皆様による、およそ2年間に渡る議論を経て策定したものでございます。

「市民生活と調和し、豊かな暮らしを実現する、あさか産業の振興」を基本目標に掲げ、本市の9つの「現状と課題」を整理した上で、5つの視点を抽出し、産業振興における「方向性と施策体系」を整理しています。さらに、基本目標の実現に向け、各施策

を主導していく4つのリーディングプロジェクトを設定しています。

それでは、今回の見直し案の概要について御説明いたします。

今回の見直しは、本計画が計画策定から5年目を迎えることから、計画内容を現在の社会情勢や現状に合ったものに改める中間見直しでございます。

見直しの内容でございますが、産業振興基本計画の目次を御覧ください。

本計画は、1、産業振興基本計画策定の経緯と趣旨から7、産業振興基本計画の推進に向けての7項目により構成されております。

このうち、1から4につきましては、計画策定のベースとなる考え方や、アンケート調査や事業者ヒアリングを基とした本市の現況や産業の実態となっておりますので、今回の見直し案では、特に変更しないこととしております。

また、5の施策および主な事業内容の中の「施策の進捗に関する各指標」につきましても、当初定めた中長期的な目標でございますので、見直し案では変更しないこととしております。なお、施策の概要、事業イメージにつきましては、現状に即した変更を行っております。

次に、5の市内産業の課題整理と6の産業振興基本計画における目指すべき姿（基本目標）、施策の方向性及び施策内容につきましては、商工会にヒアリングを行い、その内容を反映しております。また、今後、市内の商店会や農業団体にもヒアリングを行ってまいりたいと考えております。

また、全体を通してですが、5年間で変化した社会情勢等を踏まえ、実情にあった表現や文言に修正を行っております。詳細につきましては後ほど御説明いたしますが、大きな追加事項といたしましては、SDGsの視点を踏まえた施策の推進の項目を追加し、第5次朝霞市総合計画後期基本計画との整合を図っております。

計画見直し案の概要につきましては、以上でございます。

（事務局 鍋島）

それでは引き続きまして、計画の具体的な変更内容について御説明いたします。

計画の新旧対照表の方を御覧ください。

まず、市内産業の課題整理について、課題1につきましては、本文にもありますとおり、若者を始めとして様々なライフスタイルへの対応ということで、デジタル技術の活用によるサービスの拡充やSNSによる情報発信を取り入れ、改めてショッピング環境を整える旨を追加するものでございます。

続いて、課題2につきましては、空き店舗の活用や店舗の誘致については、行政のみで実現することは難しいことから、出店等に係る相談や融資、補助制度などのソフト面と空き店舗の確保や改修などのハード面の両面から支援する必要がある、その実現には行政だけでは難しいため、官民が連携して整備を進める体制を構築する旨を追加するものです。

次のページの課題4です。既存産業の支援のあり方として、国などにおいて、従来の補助金などの支援ツールを届ける課題解決型の伴走支援から課題の認識や把握を行い、経営を変革させていく課題設定型の伴走支援が重要であることが示されております。本市におきましても、商工会や埼玉県産業振興公社などによる手厚い伴走型支援の必要性

があるということを追記するものになっております。

それから課題5につきましては、市内事業者において、同業種間連携に取り組む事例が商工会などにおいても確認されていることから、原文を改め、今後、このことについてさらに促進するために行政や商工業関係団体の支援について追記するものです。

次に、課題7の市内事業者における景況感については、コロナ禍から回復基調にあるものの、原油・原材料価格の高騰の影響を受けている旨を追記するものでございます。また、ICTの利活用について、将来の成長、競争力強化のために、ICTを含めたデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルの創出や柔軟に改変することを指すDXの推進に記載を改めるものでございます。

それから課題8の人材確保に関するものですが、将来的な人口減少に伴う人材不足や将来的に多様な人材を生かし、イノベーションを生み出し、価値創造につなげるダイバーシティ経営などを見据え、主な対象として高年齢者や外国人を明記するものでございます。

それから課題9 経営者の高齢化等の経営課題について、取り組む事業との関連を明確にするため、高齢化等に伴う後継者不足や事業承継について、追記するものでございます。

次のページにいきまして、5-2は新たに項目を1つ追加しまして、SDGsの視点を踏まえた施策の推進という項目を追加しております。こちらについては、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組む国際的な開発目標であるSDGsの視点を踏まえた施策の推進として、本計画の上位計画に当たる朝霞市第5次総合計画との整合を図り、新たに追記したものでございます。

さらに次のページをお願いします。従来5-2であったものが追記した関係により5-3になりまして、施策の方向性につきましては、SDGsの17の開発目標のうち、該当する目標のアイコンを追記したものでございます。また、施策3につきましては、AIやIoTにつきまして、先の課題7と同様にDXの推進に記載を改めるものでございます。

それから、もう1枚めくっていただいて、こちらは附番が3番から4番に変わるものでございます。

さらにもう1枚めくっていただきまして、新たな番号5番、施策及び主な事業内容について、順に説明申し上げますと、まず1-1市民等で賑わう拠点づくりにつきましては、本市の産業振興の拠点施設である産業文化センターに関する記載がありませんでしたので、事業イメージの中に追記したものでございます。

それから次のページに、1-2個店や商店街の魅力アップにつきましては、市内事業者におきましては、第三者の評価などの消費者ニーズを把握することが難しいということで、他社と差別化した商品開発が困難な状況あることを踏まえまして、今後商工会等が実施を予定している市内の需要動向調査の実施支援について追記するものでございます。

それからさらに次のページ、1-3市民の買い物環境等の向上につきましては、旧の事業イメージにありますインターネット商店街の立ち上げ支援に替わる取組みとして、情報発信に大きな影響力を持つツールとしてSNSを活用することやインターネット上

で商品やサービスを販売するECサイトが広く定着していることを踏まえまして、既存ECサイトの活用や新規ECサイトの立ち上げなどの支援について記載したものでございます。

次のページにいきまして、2-1生活を支え高めるサービス機能の強化につきまして、ICT等の活用の記載を先の課題と同様にDXの推進に改めるとともに、DXの導入に伴う業務の効率化、生産性向上について追記するものでございます。また、その具体的な取組としまして、ICT導入やデジタル化支援を事業イメージに追記するものでございます。

それから次のページを開いていただいて、3-3産業ネットワーク基盤の創造につきまして、新たに市内事業者と事業者が所在する地域との関係性が良好であることも重要な要素であることから、事業者の地域活動の支援を追記するものでございます。また、ネットワーク基盤の構築と強化につきましては、本市産業振興の中核をなす商工会への加入促進を事業イメージに明記するものでございます。

さらに次のページ、5-1産業基盤の強化に向けた取組推進につきまして、先の課題4と同様の理由で伴走型の支援を明記するとともに、企業経営における視点としてSDGsに対する活動を追記します。また、市と商工会が共同して作成し、商工会が実施する市内事業者に対する支援活動の目標や具体的内容等を定めた経営発達支援計画及び防災・減災の対策を定めた事業継続力強化支援計画に基づく支援について、明記するものでございます。

さらに次のページ、5-2起業しやすい環境づくりにつきましては、施策概要との整合性を図りまして、事業イメージにコワーキングスペースやシェアオフィスの整備支援を追記するものでございます。

次のページ、5-3産業を支える人材の確保・育成につきましては、外国人市民の増加や今後の人材確保を踏まえ、就労支援の対象に外国人を追記するほか、多様な人材を生かし、イノベーションを生み出し、価値創造につなげるダイバーシティ経営の推進を追記するものでございます。

さらに次のページ、5-4働きやすい環境づくりにつきまして、働き方改革やコロナ禍によりテレワークの普及などによりまして、働く環境が大きく変化したことを追記するものでございます。また、このことを踏まえまして、労働者の就労環境の向上支援を追記するものです。

さらに次のページに移りまして、こちらがリーディングプロジェクトになります。このリーディングプロジェクトのうち、あさか野菜の地産地消プロジェクトにつきましては、策定当初から現在取り組んでおります事業内容に変更がありましたので、実態に合わせて記載を改めさせていただいたものです。

さらに次のページ、あさかで働こうプロジェクトにつきましては、関連する個別事業として、就労支援の対象として、先の施策5-3と同様に、外国人を明記するものでございます。

変更の内容については以上でございます。

(福田会長)

ありがとうございました。資料4について御説明いただきました。膨大な項目に対する修正・追記を赤字で示していただいております。広範囲に渡っておりますが、全体を通して、順に御意見をいただければと思います。

では、小丸委員からお願いいたします。

(小丸委員)

計画策定から5年が経過したということで、時代に応じてDX化やBCP計画を含めることと、今後も懸念される原材料の高騰や外国人人材の活用を追記していただいたということですので、問題ないかと思えます。

(福田会長)

特に御質問等はありませんか。

(小丸委員)

そうですね、個人的な質問ですが、DXの推進とICTの導入、この違いは何でしょうか。

(事務局 鍋島)

デジタルトランスフォーメーション自体が情報技術を活用して、新たに価値を創造していく、あるいは経営の生産性向上や経営基盤の強化といったところで、単純にデジタル技術を使うということだけではなく、その先にあるさらに広範囲な経営の体制の在り方といったことになります。

一方でICTについては、デジタル技術を指す用語の1つですので、そういった違いがあるかと思えます。

(小丸委員)

あえて使い分けをされているということですね。

(事務局 鍋島)

そうですね、DXの方が、そういったデジタル技術を活用した産業や経営基盤の強化を指しているということでございます。

(福田会長)

経済産業省の資料によりますと、デジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXというものには段階があり、初期のAIやIoTといった最初のステップのデジタル化というものはデジタルイゼーション、その次にデジタルライゼーションがあって、最後にDXといった形です。この発展の中で、DXというのは、業務だけではなく、環境にあった形に組織を変革させていくことで、持続可能な組織を目指すということです。DXというと行政も含めて全ての企業がそれに乗れるかどうか、また、一気にDXに到達する

というのは難しい話で、DXは3段階でいうと最終的な段階ですので、一気にそこを目指さなければいけないということになってしまいますので、用語の整理や、段階についての共通理解をする必要があるかと思います。

伴走型支援について、金融機関の立場から御意見ございませんか。

(小丸委員)

伴走型支援を長年やってきている中で、伴走を付す際に心がけていることは、我々とお客様だけではなく、色々な機関と協力し合う必要があります。計画に金融機関という記載は特にありませんが、市内事業者の1つという認識で認識されているのかと思います。行政として、伴走型支援を支援していくということには賛成です。

(福田会長)

ありがとうございます。加藤委員いかがですか。

(加藤委員)

より現状に合わせた市内産業支援の内容に改まっているという風に感じました。

(福田会長)

よろしいですか。それでは小寺委員。

(小寺委員)

官民連携は良い取組の1つだと思いますし、特に朝霞台周辺は何十年も見てきて、時代によって大きく変わってきたと感じておりますので、時代に合わせて見直しを行うということは良いと思います。

(福田会長)

ありがとうございました。高橋委員お願いします。

(高橋(隆)委員)

時代の流れに応じて内容を変更されているとのことで、事業者だけではなかなかうまくいかないことを、公共機関などと連携しながら進め、朝霞市の産業を発展していくことが良いと思います。

見直しの中に外国人労働者の記載もありましたが、やはり人材不足というのはあらゆる面に響いてきますので、今後の課題となっていくのかと思いました。

(福田会長)

ありがとうございました。上菌委員お願いします。

(上菌委員)

よろしいかと思えます。時代の変化によりキャッシュレス化やインターネット上の商品購入がありますが、現物を見ずにインターネット空間で色々な買物をする時代になっておりますが、ここに方向性を定めて進めていくことや、変化に対応していくということは難しいことだと資料を読みながら思いました。そのような中で、朝霞で働きたい、朝霞に住みたいといった朝霞の産業を推進していくという流れの指針や課題の整理になっているのかと思いました。

(福田会長)

ありがとうございました。栗原委員お願いします。

(栗原委員)

時代の流れに沿って、新しく変えていただいたなと感じましたので、よろしいと思えます。外国人の就労等についても、非常に重要なことだと思いますので、これでよいかと思えます。

(福田会長)

ありがとうございました。では佐藤委員お願いします。

(佐藤委員)

資料2 ページ目の課題7と書いてある、原油・原材料価格の高騰というところで、今ガソリン代などが高くなっていると思えます。そこで、朝霞市から補助金などの具体的な取組があるのか、また、運送業界などにこれから補助していくものがあれば教えていただきたいと思えます。

(事務局 星加)

朝霞市では、コロナ対策と原油・原材料高騰対策を合わせまして、これまで様々な支援を行ってまいりました。

最近で申し上げますと、昨年度中小小規模事業者支援金として一律5万円を支給した他、運送事業者支援金として、普通トラック1台当たり2万円、軽トラック1台当たり1万円という補助金を交付しています。また年末には地域応援クーポン券として、朝霞でぎゅっと！くーぽん券を全市民の方に1人3千円分お配りさせていただきました。今後については、原油高等が続いております、事業者さんも非常に苦しいところがあると思えますので、状況に応じて、必要な方に対して施策を行ってまいりたいと考えております。

(福田会長)

ありがとうございました。長島委員お願いします。

(長島委員)

具体的な課題の内容なども洗い出していただいて、とても良くなったと思いますので、これでよろしいかと思います。

(福田会長)

ありがとうございます。では高橋副会長。

(高橋(甚)副会長)

まず商工会への加入促進を加えていただいたことに感謝いたします。

当然、時代等は変化しておりますので、文言等を直していただくことは、結構だと思います。

私自身は、DXを世の中の的にも、商工会の中でも進めていかなければいけないという意識はあるのですが、いかんせんアナログ世代ですので、どのようにしていったら良いのかというところに関しては、色々と御指南をいただかなければいけないような状況でございます。そういったことで、市の施策としても、市内事業者がDXを推進していく上でのアドバイスをしていただく機会を増やしていただければ、大いに結構だと思います。

(福田会長)

ありがとうございました。

資料4を赤字で追記・修正いただいたということで、やはりこの計画を作ってからコロナ、今も進んでいる円安や、原材料不足など大きな変化がありました。

それと同時に、やはり消費の変化もあります。基本的にモノの消費からコトの消費に変わって、それから独自性、ここに参加する場合には時を消費する、またそれをSNS上等で拡散されることで、行かなくても行った感じ、参加したイメージがあるということになると。何のための消費か、というソーシャル的なイミ消費や、よく言われる倫理的消費など、消費もすごく多様化してきておりますので、ここにDXの関係やSNSの活用、ECの記載などありますが、結局それは1つ1つの対応であって、そういった時代による消費の変化に遅れないような形、取り込むような形を支援しているという目標がそこに隠されているのかと思います。

ここに書かれていることは計画の内容についてのことなので、これ以上取り込む必要はないかと思いますが、理解の仕方としてはそのような形がよろしいかと思います。

最初の方にキャッシュレスのことが書いてありますが、これは朝霞市か埼玉県で、いつまでに何パーセントという目標はありますか。

ちなみに、東京都の場合には2025年までに50%、2030年までに80%キャッシュレス決済といった計画があります。そのために商店街の支援をどんどん行って、これまでは無理だと言っていた方々も、実際にやってみたらそんなに難しい話ではないということで、それを推進する立場が変わると。こういった応援する人たちをいかに増やしていくことが重要だということです。

(事務局 鍋島)

県の数値目標については今のところ確認できておりませんので、改めて確認をさせていただきます、御報告させていただければと思います。

(福田会長)

計画に書き込む必要まではないと思いますが、目標があることでそれまでに何かやる必要があるという風に繋がっていくことになると思いますので、これも一つの手かと思えます。

それから伴走型支援については、他市の状況ではありますけれど、金融機関とNPO等が、民の力によるところで、それぞれのお得意様、中小企業や個人との繋がりから、起業する際の地域ならではの手法等を持っていることもありますので、こういったところに積極的に関わっていくことはいいことだと思います。ですので、そういった民の力の活用について、ここに書く必要がないかというのは気になったところではあります。書き込まなければいけないというわけではありませんが、そういった兆候や流れがあるのであれば、ということです。

あとは人材のところですが、外国人や高齢者などに積極的に供給していくという観点からも、そういったところへの期待が大きいかと思います。

また、67ページの野菜の話ですが、大きく4つあるなかで、こちらが一番先進的に、リーディングに成果を出しているものかと思えます。外部の方の力を借りながら、行う朝霞を代表する産業振興の1つの成果としてみることはできるのではないかと思いますので、この期待を更に高めていく記述はよろしいかと思えます。

それでは、全体について委員からそれぞれ御意見をいただきまして、特に御異論等は無かったかと思えますので、こちらの方でお進めいただければと思います。

(事務局 清水)

今回の資料に間に合わなかったのですが、現行の産業振興基本計画の46ページに目指すべき姿(基本目標)という、考え方を示すページがあります。

その中に、会長がおっしゃられたようなコロナ禍での対応や、原油高騰の高騰に対する状況を市としても支援しておりますので、この辺りの内容を入れさせていただければと思っております。民間の活力という話もありましたけれど、来週にはASAKA STREET TERACCEというイベントもありまして、民間主導でやっていくという時代の流れになっておりますので、この表現を基本目標の方に入れさせていただきたいと思っております。

表現については、ただいま事務局の方で考えているところですので、また委員の皆さまにもお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

(福田会長)

産業振興基本計画は、それぞれの自治体で条例を作ったり、それに基づいて事業を行っていくなど、作られる機会が非常に増えてきていると思うのですが、これは行政が作る案ではあるのですが、例えば5年後や7年後頃に、どういうまちの姿になりたいか、

これは他の計画でもあるかと思いますが、産業振興について言うと、事業者の方やこれから事業に関わる可能性がある方、また働く立場や消費する立場など、様々な立場から市民が直接色々関わることができる部分があるものですから、これまではどちらかという事業者のための計画というイメージがありましたが、市民も自分事として考えていく、それによってブランディングを事業者だけでなく、市民の立場からのアイデアや意見も巻き込んだ形で、事業者が自分自身やまちのこれからの方向性を考えていく、そのやり手としてはやはり民がやるわけですね。そして行政は、それを促進することや、目標やビジョンを具体的に明示していくこととなります。

ですから行政が全てやるわけではないし、行政の目標に沿って、事業者や市民がひとりひとり考えながら、このまちをどうしていきたいかという中で、自分の位置づけを感じ取っていただくように進めていただく、ローカルプラットフォーム的な発想をもっと推進していけるといいのではないかと思います。

ですので、行政、事業者、市民がお互いにそれぞれの役割を認識しながら、それぞれの立場で参画できることを考えていくことが出来ればよいかと思います。

SDGs のことも追加していただいていますけれど、埼玉県ではパートナー制度というものを作っておりますが、SDGs を推進するためにこういった制度を作っているというのは何かあるのですか。

(事務局 星加)

まずSDGs の趣旨に沿ってやっていきたいというのが1つあるのですが、他の計画に整合させるという側面もあります。

(福田会長)

計画の中に記載がありませんでしたので、これを追加するということですね。

これまで議論を続けてまいりましたが、この件につきましては委員会終了後についても御意見等受け付けるとのことですので、何かお気づきの点などございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、次の議事に移ります。朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度の見直しについて、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局 平野)

それでは説明いたします。認定制度については大きく分けて2点見直しが必要でして、1点目が既に認定させていただいている企業の更新について、もう1点が認定の際に利用しているチェックシートの見直しが必要かと思い、提案させていただきます。

では、1点目の認定した企業の更新について、説明いたします。

現状、令和2年の第1回に認定させていただいた2社について、認定期限が令和6年1月に迫っております。

現行の制度では更新についての定めがなく、専用の申請書も特にありませんので、1度切れてしまうと改めて御申請いただくか、そのまま終了となってしまう状況です。

それを踏まえまして、事務局案を提案させていただければと思います。

まず基本的な方針ですが、現状では更新の定めがないのですけれど、我々としましては一度認定した企業につきましては、継続して認定していきたいと考えております。

ただ、認定してから3年が経過していることから、実状の再確認は必要かと考えておりますので、無審査での認定は考えておりませんが、申請の際の負担により更新を辞退されることを防ぎたいというところから、申請は簡素なものとしたいと考えております。

具体的な提案ですが、まず1点目として事業者からの申請方法については、前回申請いただいた内容からの変更点、具体的には年休の取得数などの年度ごとに数字が変わるものや、個別に変更がなかったかを確認させていただきまして、再度委員会において審議するレベルの変更等がなければ、認定とさせていただきますと考えております。必要に応じてヒアリング等を行います。可能な限り電話やメールで行うなど、負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

認定のチェックシートは、差し当たって今年度についてはこれまでの書式を使用させていただきます。来年度以降は前回認定情報を新規認定と同様の書式に反映させたものを使用したいと考えております。

続いて、更新時の推進委員会審査の実施についてです。

現要綱では更新の定めはなく、認定に関してはあらかじめ朝霞市産業振興基本計画推進委員会の意見を聞かなければならないことが定められています。

新規認定の際には、チェックシートの内容はもちろんのこと、それに加え会社の概要や風土等を含めて報告を行い審査いただいております。一度認定した企業の更新については、認定に必要な審査が済んでいるため再審査は行わず、委員会への事後報告とさせていただきます。

なお、この更新につきましては、委員会の御承認をいただきましたら要綱の改正を行いたいと思っております。

最後に更新認定者の認定式の省略についてですが、認定の際には、企業の代表者に市役所までお越しいただき、認定証の授与を行っているところですが、事業者負担の軽減と更新認定業務の簡略化の観点から、新規認定時のような認定式は省略し、認定期間の更新された認定証の交付と広報誌への掲載のみとしたいと考えています。

認定企業の更新についての提案は以上です。

(事務局 松村)

引き続き、チェックシートの見直しについて説明させていただきます。

資料5を1枚めくっていただいて、見直し方針の用紙を御覧ください。

見直しにあたっては、大きく3つ理由がございます。

まず1つ目としましては、純粹に制度を作ってから、計画を策定してから約5年が経過したことで見直しのタイミングを迎えているというのが1点。

2つ目としまして、ヒアリングの際に事業者から色々と課題をいただいているというところが2点目。

そして最後に申請件数が少なくなっておりまして、見直しを行いたいというところが3点目となっております。

そこで、今回の見直しでは、認定基準と審査項目をそれぞれ変更しました。

まず、認定基準の変更につきましては、点数方式を廃止したいと考えております。

その代わりとしまして、各項目、例えば休暇の取得推進や時間外労働の抑制など、それぞれについて合否判定を行うようにしました。

この合否判定は半数以上の審査項目にチェックが付くか否かで判断することとし、全部で7つの項目の内、3つ以上が合格となれば、認定企業とする仕組みです。

この仕組みは、埼玉県が多様な働き方改革実践企業を参考として考えました。

メリットとしては、「4. 認定企業PRの変更」にもあるように、各企業の具体的な強みを明確にアピールしやすくなることや、これまでのヒアリングの中で声のあった、業種や事業規模によって達成しづらい項目についても平準化することで、事業規模や業種によらず、申請のハードルが低くなることが期待できると考えています。

続いて、審査項目につきましては、項目の追加・変更・削除について、主に4つの基準をもとに行いました。

基準の1つ目、単に法令義務を遵守することを条件とする項目は削除しました。

基準の2つ目、本シートが作成された時期が5年前ということ踏まえ、今の世情等に合わない項目は、時世にあったものに変更しました。

基準の3つ目、これまでのヒアリング等で特に「達成しづらい、業界的・規模的に厳しい」と言われていた女性活躍について、女性の管理職等への登用などの分野と育休等の子育て支援分野を統合し、新たな項目としました。

基準の4つ目、特に実績を求める項目について、埼玉県等の他自治体の類似制度を参考に、緩和を行いました。

以上が、主な今回の見直し方針となります。

続いて、具体的な変更点について一部説明をいたしますので、新旧のチェックシートが横に並んだA3の資料を御覧ください。

まず、新しく追加された項目ですが、冒頭で、今回の見直しで加点項目としては削除した法令順守について、前提条件としてチェックをしてもらうようにしています。

また、国・県の類似制度については、従来は一部を加点項目としていましたが、各制度の水準が一定でなく、一律に加点項目に加えることが難しいと考え、今後は加点項目ではなく、本委員会での説明や認定企業PR時の補足事項として活用したいと考えております。

その他の追加項目としては、2-4の業務効率化のためのAI・RPAの導入や、5-3の多様な働き方を推進するための取組、6-1の働きやすい職場づくりのための職場づくり、そして、新設項目7番の地域・社会貢献活動において、7-1のSDGs達成に向けた取組、7-2の地域活動への参加をそれぞれ新たに取り入れています。

次に、変更を行った項目についてです。数が多いため一部にのみ触れていきたいと思いますが、まず2-1の時間外労働時間実績については、現状では前年の実績でのみ審査していたところを、過去3年間の実績と厳格化した一方、前年、前々年比での減少も評価対象にしたことから、長時間労働抑制の取組をより評価しやすくしています。

続いて、2-3については、複数の取組の内、3つ以上の取組を実施していないとチェックが付かなかったところを、いずれかの取組の実施でチェックを付けられるよう緩和しています。また、これと同様の緩和を3-2、4-2、4-3、4-4、6-2で

行っております。

次に、3-1については、年次有給休暇の5日以上の計画付与は法定義務であることから、基準を厳格化しつつ、埼玉県の制度を参考に、業種別平均と比較することによって、より公平な審査ができるよう見直しました。また、これと類似した項目として、4-1にある女性管理職の割合についても、現行では3割以上求めているところを、同様に業種別平均と比較する形に見直しています。

最後に、削除した項目ですが、1-3と5-4のような事業者の規模によって法令義務か努力義務か分かれるものや、2-1のような法令義務を遵守するものを削除しました。また、1-4のような上記以外の取組を行っている、というものについては、項目数圧縮のため、削除又は他の項目への集約化を図っています。

以上が主な変更点となります。

全体的な見直し方針としては大きく緩和していますが、一方で明確に「この項目に力を入れている企業」とPRするため、水準を引き上げている部分もあります。

長くなりましたが、チェックシートの見直し案については以上です。

(福田会長)

ありがとうございました。大変な作業だったかと思います。

まず資料5の最初のところは更新の話でしたが、事業者からの申請方法については、いくつかの書類で変更の有無について確認を行ったうえで、再度審査が必要な変更等がなければ、認定とするという話でした。そのあとチェックシートの変更について御説明がありましたが、どちらの書式を使うのかという考え方が示されています。

その後、更新時の推進委員会への審査の実施等につきましては、更新については定めがないため、認定に必要な審査が済んでいるものについては、再審査を行わず、報告のみを行うということで、一度認定した事業者についてはそのように進めさせていただきたいとのことでした。

それから、2枚目以降のチェックシートそのものを変えるというところで、その理由や基準についての考え方、点数方式であったものを項目ごとの合否判定にしたいということで、その判定については各項目の半数以上にチェックマークがつけば、ということですが、これは偶数の場合には半数以上という読み方で間違いないでしょうか。

(事務局 松村)

そのとおりです。

(福田会長)

あとは削除した項目などもありますが、大きな7項目で3項目以上合格であれば認定するという御提案でした。

では、更新の話とチェックシートの見直しの話、それぞれ御説明いただきましたが、お気づきの点あれば御意見などお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(小丸委員)

質問ですが、新しいチェックシートの方で法令遵守についてチェックするところがありますが、これは前提になりますか。それともこれにチェックが付くとどこかが自動的にチェックされるようなそういった意味がありますか。

(事務局 松村)

法令遵守は前提としたいと考えております。

(小丸委員)

新しく追加された項目についても前提でしょうか。

(事務局 松村)

くるみんからSDGsパートナーの項目につきましては、前提や加点項目ではなく、あくまで参考に伺っている項目になります。

(栗原委員)

質問よろしいですか。2枚目に事業者へのインセンティブがないと書かれているのですが、現段階で認定されることによって、何らかのメリットはございますか。

(事務局 松村)

大きく3つございまして、まず市の方で主にホームページなどで企業紹介をさせていただいております。2つ目として、認定マークという本制度専用のロゴがございまして、それをお名刺などで御利用いただけますというもの、3つ目としまして、当課が所管しております産業文化センターの施設使用料を半額にしますというインセンティブを今のところ御用意しております。

(福田会長)

それが必ずしもインセンティブに繋がっていないという問題意識があるということですね。その他いかがでしょうか。

(加藤委員)

全体的にすごくわかりやすくなったと私は思っています。私が所属している埼玉県中小企業診断協会というところは、埼玉県の事業を多く受託しておりまして、その中では今回出てきた多様な働き方実践企業や、男性育児休業等推進宣言を過去に受けておりましたし、現在では、2016年から埼玉県産業労働部人材活躍支援課の方で、シニア活躍推進宣言企業という認定制度を8年ほど受託してやっております。現在では、3,000を超える埼玉県内の中小企業が実際に宣言していただいています。そのチェックリストを見ても、やはり7項目の内のだいたい3項目くらいで、どちらかと言うとちょっと簡単です。就業規則で法令順守の確認等は必ず行い、アドバイザーの方が訪問して、

策定義務のある事業者様の就業規則は必ず見せていただいています。ただ、先ほどありましたとおり、各項目1つ以上でもチェックが付けば、その項目はクリアとなるような、もっと簡単な形です。

インセンティブに関しても、正直なところ大きなものではありませんが、それでも3,000社を超える方に宣言していただいているのは、これに参加しなければ乗り遅れるという危機感もあるのかもしれませんが、やはり3,000社やっていますよと、DMや電話などによる制度紹介によって、アドバイザーの方の訪問を受けていただいております。今年度も200社を認定目標として進めております。

先ほど更新の話もありましたけれど、あちらは5年更新で、5年間の間で経営環境が変わってしまって、M&Aで会社がなくなってしまうなど、色々な御事情があったりして、更新が厳しいと言われることもあるのですが、県の施策と一緒に協力してくださいということで、何とか御協力いただいているような形です。

個人的に、こういった認定制度というのは、事業者が前向きに取り組む1つのきっかけであると思っています。埼玉県でも、色々な認定制度ありますけれど、それに事業者の方が取り組むことによって、例えば就業規則に法令以上の取組を少し入れるようになったり、経営陣の意識が変わることで、従業員の働く環境は良くなっていくものだと思います。ですので、こういった認定制度は落とすためのものではなく、もっと取り組む事業者の方が増えていくような、より簡単で取り組みやすい認定制度であればいいなと思っていますので、今回の見直しはすごくわかりやすくなり、良くなったと思いました。

(福田会長)

ありがとうございます。数は力ということもありますからね。
他にいかがでしょうか。

(佐藤委員)

申込件数が少ないと書いてありますが、申請の際は、ホームページから申請書やチェックシートをダウンロードして、自分たちでチェックをして提出するという形でしょうか。

(事務局 松村)

そのとおりです。

(佐藤委員)

それは紙だけではなく、インターネット上でも確認ができる形にしていますか。

(事務局 松村)

御申請にあたっては申請書等をいただくのですが、その御提出方法はメールでも御持参でも可能としております。

(福田会長)

他にいかがでしょうか。

この議事については、委員会終了後も御意見等を受け付けるとのことですので、お気付きの点などあれば事務局まで御連絡いただければと思います。

それでは、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。ここで、議長の座を下ろさせていただきます。スムーズな議事の進行に御協力いただきありがとうございました。

3 その他

(事務局 清水)

会長ありがとうございました。

先ほど御質問の中で、事業者支援についていただきまして、過去に行っていたクーポン券や事業者への支援について説明したところですが、現在行っている事業者支援につきまして、紹介させていただきます。

所管が環境推進課において行っている事業ですが、電気代が高騰しているということで、省エネエアコンへの買い替えに対する補助金を行っております。

内容といたしましては、エアコンには省エネラベルというものがあるのですが、最新の2027年の省エネラベルで3つ星以上又は省エネ基準達成率というものがあるのですが、こちらが100%以上のエアコンを購入していただくと、補助をするものです。

補助については3つありまして、まず市外のお店で購入すると2万円、市内の量販店で購入すると5万円、市内の個人店舗で購入すると8万円補助が出ます。予算についてもまだ残っておりますので、是非この機会に買い替えを御検討いただければと思います。

(事務局 鍋島)

続いて、事務局から4点事務連絡をさせていただきます。

1点目、本日御意見をいただきました朝霞市ワーク・ライフ・グッドバランス認定企業の申請につきましては、今後、手続きを進め、その可否についてなどは、改めてお知らせしてまいります。また、認定された事業者には、認定証と事業者が利用できる認定マークを授与させていただきます。

2点目、議事2、議事3の見直し案につきましては、本委員会終了後も、11月30日(木)まで御意見をいただきたいと思っております。特に様式等はありませんので、メールや手書き、お電話でも結構ですので、御都合の良い方法で御提出いただければ幸いです。

3点目、本日の会議録は、1か月程度で事務局にて調製し、皆様に送付させていただきますので、その際には内容の御確認をお願いいたします。

最後になりますが、次回の第3回委員会は、来年の2月頃を予定しております。

正式な日程が決定次第改めて連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

4 閉会

(事務局 鍋島)

それでは、以上を持ちまして第2回朝霞市産業振興基本計画推進委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。